

居宅介護支援費にかかる特定事業所集中減算の算定の取扱いについて

○指定居宅介護支援事業者は、毎年2回特定事業所集中減算の適用要件に該当の有無を確認してください。

<判定期間>

区分	判定期間	報告期限	減算適用期間
前期	3月1日から8月末日	9月15日	10月1日から3月31日
後期	9月1日から2月末日	3月15日	4月1日から9月30日

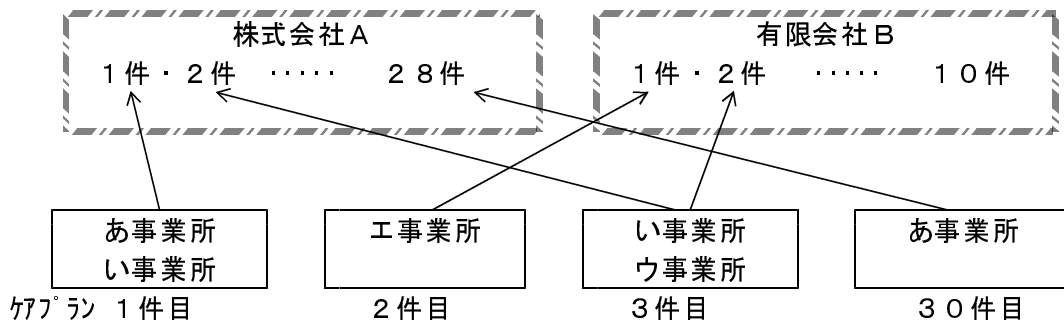
<算定方法>

①法人毎に訪問介護、通所介護、福祉用具貸与を位置づけた居宅サービス計画数を算定してください。

- ・計画とは実際に給付管理を行ったものを対象とし、利用者の都合等で実績が無かった場合には、算定対象に含みません。
- ・サービス計画数には、介護予防支援計画数は含めません。
- ・通所介護の計画数に認知症デイサービスは、含めません。

例) 訪問介護の場合

株式会社A…… あ事業所、い事業所
 有限会社B…… ウ事業所、エ事業所



○株式会社Aの場合

ケアプラン30件のうち、株式会社Aの事業所が含まれるケアプラン数は28件
 $28 \text{ 件} \div 30 \text{ 件} \times 100 = 93.333\cdots\%$

○有限会社Bの場合

ケアプラン30件のうち、有限会社Bの事業所が含まれるケアプラン数は10件
 $10 \text{ 件} \div 30 \text{ 件} \times 100 = 33.333\cdots\%$

・小数点以下の端数処理は行いません。(小数点第2位まで記入してください。)

この場合、株式会社Aが紹介率最高法人となります。

上記の算定を、通所介護、福祉用具貸与についても行うことになります。

- ②算定の結果、最も高い法人が紹介率最高法人となり、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与のいずれかのサービスで90%を超えている場合は、特定事業所集中減算の対象となります。
- ③すべての居宅介護支援事業所は、判定期間終了後、速やかに上記の算定方法に基づいて計算していただき、訪問介護・通所介護・福祉用具貸与いずれかのサービスで紹介率最高法人の割合が90%を超えた場合は、「居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書」の様式により県長寿社会課介護事業係に提出していただくことになります。
- ④計算結果は、当該居宅介護支援事業所で2年間保存してください。

<県への報告が必要となる事業所>

上記算定方法により算定した結果、訪問介護・通所介護・福祉用具貸与いずれかのサービスで紹介率最高法人の割合が90%を超えた事業所。

<提出書類>

- ①居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書
→様式は、長寿社会課ホームページに掲載しています。

* お問い合わせ 奈良県長寿社会課介護事業係
TEL 0742-27-8532
FAX 0742-27-3075